

3. 公共工事の品質確保の促進に関する法律改正

- (1) 品確法と建業法・入契法等の一体的改正
- (2) 品確法の一部を改正する法律の概要とポイント

(1) 品確法と建業法・入契法等の一体的改正

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
 - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
 - 談合の防止
 - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
 - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
 - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
 - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
 - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

出典：国土交通省

(2) 品確法の一部を改正する法律の概要とポイント①

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進 等
- 効果 →
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・歩切りの根絶
 - ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

(2) 品確法の一部を改正する法律の概要とポイント②

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

目的 (第1条関係)

公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る旨を追加。

基本理念 (第3条関係)

- 公共工事の品質は、
 - ・ 施工技術の維持向上と、それを有する者の中長期的な育成及び確保
 - ・ 工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札契約方法から適切な方法の選択
 - ・ 完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理
 - ・ 地域において災害時の対応など社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域の公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に配慮されることにより確保されなければならないことを追加。(第3、4、6、7項)
- 公共工事の品質確保に当たっては、
 - ・ その金額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結防止
 - ・ 公共工事の請負契約(下請契約含む。)の当事者が、公正な契約を適正な額で締結し、速やかな代金支払い等により誠実に履行するとともに、公共工事に従事する者の労働条件その他の労働環境の改善
 - ・ 公共工事に関する調査(点検、診断を含む。)、設計の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力の適切な評価、活用等による調査、設計の品質確保等に配慮されなければならないことを追加。(第8、10、11項)

国及び地方公共団体の相互の連携及び協力 (第6条関係)

- 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力することを追加。

発注者の責務 (第7条関係)

- 発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならないことを追加。(第1項)

- ・ 適正な利潤が確保できるよう、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格、施工実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定
- ・ 入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による適切な積算
- ・ ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等
- ・ 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更の実施
- ・ 必要に応じた完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施
- 発注者は、施工状況の評価の標準化やデータベース整備等の措置を講ずること、他の発注者との情報交換等により連携を図ることを追加(第2、3項)。

受注者の責務 (第8条関係)

- 受注者は、将来の公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者の労働条件その他の労働環境の改善、適正な額での下請契約の締結に努めることを追加。

多様な入札契約方法の導入・活用 (第12条～第20条関係)

① 競争参加者の中長期的な技術的能力の審査等 (第13条)

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事体制の確保状況等を適切に審査又は評価するよう努めなければならない旨を追加。

② 多様な入札及び契約の方法の中からの適切な選択 (第14条～第20条)

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な入札契約方法の中から適切な方式を選択し、又はこれらの組合せによることができることを追加。

○ 総合評価方式における事務負担の軽減への配慮 (第15条)

技術提案を求めるに当たっては、競争参加者の負担に配慮すること。

○ 段階選抜方式 (第16条)

発注者は、競争参加者数が多数と見込まれる場合等において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定できること。

○ 技術提案・交渉方式 (第18条)

・ 発注者は、公共工事の性格等により工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約できること。

(2) 品確法の一部を改正する法律の概要とポイント②

- ・この場合、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ予定価格を定めること。
- ・技術提案の審査にあたり、中立・公正な判断ができる学識経験者の意見を聞き、審査の過程等の概要を公表しなければならないこと。
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式（第20条）
発注者は、地域の社会資本の維持管理の効率的、持続的実施のため必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、以下の方式等を活用すること。
 - ・複数年契約
 - ・複数年一括発注
 - ・組合その他の事業者が競争に参加できる方式（共同受注方式）

発注者の支援等（第21条～第24条関係）

① 発注者の支援

- 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識技術が必要とする発注関係事務を適切に実施できる者の活用や発注者間の連携体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることを追加。（第21条4項）
- 国は、地方公共団体や民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る運用指針を定めることを追加。（第22条）
- 国は、地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないことを追加。（第23条）

② 公共工事に関する調査・設計の品質確保

- 公共工事に関する調査、設計の発注者は、公共工事に準じ、競争参加者の技術的能力に関する事項の審査や業務の性格、地域の実情等に応じた入札契約方法の選択等により、その品質を確保するよう努めるとともに、その資料の保存等に必要な措置を講ずるよう努めることを追加。（第24条1項、2項）
- 国は、調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、それらが十分に活用されるため、資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（第24条3項）

出典：公共工事品質確保に関する議員連盟
公共工事契約適正化委員会資料